

ドーハ日本人学校いじめ防止基本方針

(平成26年3月31日策定 令和7年4月1日改訂)

1 いじめの防止に向けた学校の考え方

いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

《いじめ防止等の対策に関する基本理念》 全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 目的

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行う。

(2) 構成員校長・全派遣教員

必要に応じて、日本国内のスクールカウンセラー、SSW等の専門家等、助言を求める。

(3) 運営

- ・ 常設し、月1回以上定期的(職員会議内)に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推移を把握する。

(4) 活動内容

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを目指す。
- ・ 学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童・生徒及び保護者に周知する。

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- ・ いじめの早期発見、解決対処のため、いじめの疑いに関する情報を把握し、問題行動を起こしている児童・生徒に寄り添いながら解決していく。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ・ 教職員は児童・生徒に積極的に関わり、いつでも相談できるよう信頼関係づくりに努める。
- ・ 担任は児童・生徒一人ひとりが安心して過ごすことができるよう、誰もが認め合う温かい学級集団づくりを目指す。
- ・ 児童・生徒が自己肯定感を高め、相手のことを考えて行動できるよう、子どもの社会的スキルを伸ばしていく。
- ・ 担任が学級を一人で抱え込まぬよう、学校全体で児童・生徒の成長を情報共有し多面的な見方で支援していく。
- ・ 理由がはっきりしない欠席児童・生徒には、担任から電話連絡や家庭訪問を行い、登校しにくい状況になっていないか状況を把握する。

- (2) いじめの早期発見・事案対処
- ・担任及び教職員は、日頃から児童・生徒のわずかな変化に注目する。(遅刻、登校しぶり、欠席、早退、休み時間やグループ活動での人間関係やトラブルの増加等)
 - ・年2回の学校生活に関するアンケートの定期的な実施調査、児童・生徒への聞き取り調査
 - ・いじめの疑いがある問題行動への情報収集・記録・情報共有
 - ・いじめの相談・通報窓口の設置
 - ・いじめを受けた児童・生徒に対する支援、いじめを行った児童・生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施
- (3) いじめに対する措置
- いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う。
 - 初期対応
 - ・被害児童・生徒からの丁寧な聞き取りと心のケア
 - ・関係児童・生徒の状況把握と対応の仕方を検討
 - ・被害児童・生徒の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
 - ・被害児童・生徒の保護者への説明及び意向の確認
 - ・被害児童・生徒の保護者の意向を生かした加害児童・生徒の保護者への説明及び指導の依頼
- (4) いじめの解消
- <いじめの解消の要件>少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
- ① いじめの行為が少なくとも3ヵ月(目安)止んでいること
 - ② いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ※解決に向け、教職員一同、支援・指導を続けていく。
- (5) 教職員等への研修 教職員の研修については、スタートの4月から定期的なもの、夏季休業中などの時間をかけてじっくり取り組むものなどを、計画的に時期や形態を考えて行う。
- (6) 学校運営協議会などの活用
- 「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を、保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組む。
- (7) 取組の年間計画
- ・いじめ防止対策委員会(月1回以上・随時)
 - ・年4回「学校運営協議会」での児童・生徒の様子を報告
 - ・週1回 学年研での児童・生徒指導情報共有
 - ・各学年の様子を人権・児童・生徒指導いじめ防止委員会で情報共有
 - ・各学年より児童・生徒支援ファイルの提出(随時)

月	取組内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画・指導内容確認 ○学年引き継ぎ ○職員会議において児童理解・情報共有 ○教職員でいじめの定義についての確認・研修
5月	○全校一斉道徳授業参観公開
6月	○いじめ早期発見のための生活アンケートの実施(記名式アンケート・教育相談)
7月・8月	○教職員児童指導研修
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○生活に関するアンケート実施(個人面談で保護者と共有) ○生活に関するアンケート後、教職員の児童理解・情報共有
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○人権週間 ○いじめ防止月間の取り組み・周知
2月	

3月	○年間反省 スタンドアード・いじめ防止基本方針の見直し ○次年度への引き継ぎ ○職員会議において児童理解・情報共有
----	---

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ法第28条第1項)

(2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに文部科学省に報告する。

(3) 具体的対応

重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止のため、速やかに、いじめ防止対策委員会において、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等を見直しを行う（PDCA サイクル）。

参考資料

- 「いじめ防止対策推進法」平成二十五年法律第七十一号
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」文部科学省 令和6年8月改訂版